

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年9月7日

社会福祉法人砂川福社会
理事長 明 円 亮

1 入札に付する事項

（1）調達する物品の名称及び調達予定数量

A重油 1 リットル単価にて比較

1 5 4 kℓ 令和7年度年間実績

（2）契約期間 令和8年10月1日から令和9年9月30日

（3）納入場所 砂川市西3条南10丁目3番1号
砂川市福祉複合施設

2 発注者

砂川市西3条南10丁目3番1号

社会福祉法人砂川福社会 理事長 明円 亮

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条の規定による石油販売業の届出をしていること。

（2）地方自治法施行令第167条の4の規定にする者でないこと。

（3）砂川市における競争入札参加資格に登録されていること。

（4）砂川市内に本店又は支店若しくは営業所等を有すること。

（5）入札参加申請書の提出期限日（提出期間最終日）から入札執行日までの間において、国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。また、砂川市公共事業等に係る暴力団排除措置要綱の規定により、競争入札等から除外措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

（6）入札参加申請書の提出期限日（提出期間最終日）からさかのぼり6ヶ月以前から入札執行日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実、又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

（7）入札参加申請書の提出期限日（提出期間最終日）からさかのぼり1年までの間において、当法人との契約を途中解除したことがある者でないこと。

（8）入札執行日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立てが

なされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされた者であって更生計画の許可が決定し又は再生計画の許可が確定した者を除く。）でないこと。

（９）入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。)

a 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（a）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（b）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（a）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（a）一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

（b）一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

c その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記a又はbと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札参加申請

（１）申請書等

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。

（２）提出期間

令和8年9月7日（月）から令和8年9月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

（３）提出場所

砂川市西3条南10丁目3番1号

社会福祉法人砂川福祉会 電話番号：0125-55-2111

（４）提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

（５）その他

① 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

② 提出された資料は、返却しない。

③ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和8年9月18日（金）までに書面により通知する。

6 入札場所及び日時

（1）場 所 社会福祉法人砂川福祉会 砂川市福祉複合施設 1階相談室

（2）日 時 令和8年9月25日（金） 午後2時00分

7 入札保証金 免除する。

8 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載されたリットル単価に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額は、当該10%に相当する額を除いたリットル単価としてください。

9 その他

（1）入札の執行回数は、3回までとします。予備の入札書をご用意ください。

（2）初度の入札時に予定価格を超える入札については、無効の扱いとしないが、2回目以降の入札時に前回の最低価格を超える入札については無効となるので注意すること。

（3）落札となるべき価格で同一価格者が2者以上のときは、開札結果発表後、抽選により落札者を決定する。

（4）競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

（5）代理人が入札する場合は、入札書には代理人の印（委任状に押された印と同一のもの）を使用すること。

（6）調達予定数量は、その購入数量を保証するものではありません。

10 予定価格 事前公表はしません。

11 消費税課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の免税事業者である場合は消費税等免税事業者申出書を提出すること。

12 契約後の単価変更・納入等について

（1）指標価格

経済産業省資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査における「産業用価格A重油大

型ローリー（北海道局）」の月次調査価格をいう。

(2) 基礎価格

ア 最初の契約単価の変更までは、令和8年9月30日公表予定（8月分）の指標価格を基礎価格とする。

イ 最初の契約単価の変更以降は、直近の契約単価の変更を行った際に使用した指標価格を基礎価格とする。

(3) 契約単価の変更方法

ア 契約単価の変更を行う場合は、各月の1日付で行う。

イ 契約単価の変更は、基礎価格と下記ウ号に基づく指標価格を比較し、1リットル当たりの変動分を落札者と協議のうえ契約単価の変更を行うものとする。

ウ 前号に基づく契約単価の変更は、資源エネルギー庁が公表する月次調査価格のうち毎月最終営業日公表の直近の価格を用いて行うものとし、その指標価格は公表月の1日付の変更契約に適用するものとする。ただし、最初の変更契約については11月1日以降に行うものとする。

エ 当初の指標価格（基礎価格ア号）と落札価格の価格差は、その後の変更契約においても維持するものとする。（端数処理による誤差を除く）

(4) 納入について

ア 契約者においては、随時タンク残量を確認し、不足が無いように適宜納入すること。

(5) その他

災害等による経済情勢の激変や予期することのできない事象があった場合は、別途協議を行い契約単価の変更を行うこととする。

13 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者であること等の理由により、滝川警察署からの排除要請があった者とは契約を行わない。

14 問い合わせ先

〒073-0143

北海道砂川市西3条南10丁目3番1号

砂川市福祉複合施設

電話：0125-55-2111 F A X：0125-52-3802

入札の公告別記

入札の公告「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

3 の（8）関係

人的関係の対象となる取締役とは、次のア、イ又はウに該当するものである。

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社（以下「委員会設置会社」をいう。）の取締役を除く。）

ウ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役